

平成 30 年度
島根県社会福祉政策への提言・要望書

島根県社会福祉団体連絡協議会

島根県市町村社会福祉協議会会長会

平成 29 年 10 月 30 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

平成 30 年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望書

島根県社会福祉団体連絡協議会
会長 江口 博晴

島根県市町村社会福祉協議会会長会
会長 大谷 克雄

島根県社会福祉団体連絡協議会並びに島根県市町村社会福祉協議会
会長会では、平成30年度に向けた本県の社会福祉政策について次のとおり
提言・要望をいたしますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【提言・要望事項】

- 1 防災・減災活動の推進
 - (1) 障がい者・高齢者などの避難行動要支援者・災害時要配慮者への支援体制の強化
- 2 食を通じた住民主体の福祉活動の促進
 - (1) 子ども食堂など住民主体の食を通じた福祉活動を促進するための環境整備
- 3 福祉・介護人材の確保・定着
 - (1) 「島根県福祉・介護人材確保・定着のための総合戦略」の策定
 - (2) 福祉従事者研修事業における通信学習制度の導入
- 4 総合的な権利擁護や安心生活保障に係る支援体制の強化
 - (1) 住宅確保要配慮者への住宅の供給と生活支援の推進
 - (2) 地域における生活困窮者等への総合相談・生活支援体制の強化

1 防災・減災活動の推進

(1) 障がい者・高齢者などの避難行動要支援者・災害時要配慮者への支援体制の強化

島根県内の全ての市町村において、災害時に高齢者や障がい者などの要配慮者が円滑かつ迅速に避難し、避難所での良好な生活環境が確保できるよう支援体制の強化を要望します。

(具体的内容)

- ① 市町村における早急な「個別計画」策定及び「支援者連絡会議」設置促進の働きかけと支援が必要です。
- ② 県の防災ポータルサイトである「しまね防災情報」に、福祉避難所一覧と利用方法を解説したコンテンツの追加が必要です。
- ③ 福祉避難所の管理・運営体制を明確にするために、具体的な管理・運営方法及び指定避難所から福祉避難所へ移動させるためのアセスメント方法や選定・振り分け基準等を定めた福祉避難所運営マニュアル（内閣府が定めたガイドラインをより具体化したもの）の作成指針の策定と市町村におけるマニュアル策定への支援が必要です。
- ④ 県総合防災訓練において、個別支援計画に基づく避難支援、一般避難所開設から選定・振り分け、福祉避難所開設・受入れまでの一連の動きを想定した訓練の実施が必要です。また、県総合防災訓練への「しまね災害福祉広域支援ネットワーク（しまねDCAT）」の参画を要望します。
- ⑤ 高齢者や障がいのある方それぞれの特徴、支援内容、支援計画から医療的情報まで、広く関係者が情報共有できる ICT システムの開発が必要です。

【提言・要望の理由】

- ① 災害時、障がい者や高齢者が円滑かつ迅速に避難するためには、「避難行動要支援者名簿」の策定を前提として、「個別計画」の策定や「支援者連絡会議」の設置・運営を柱とする避難支援の枠組みの構築が必要です。
- ② 福祉避難所の設置と適切な運営に加えて、一般避難所における福祉避難コーナーの設置など、障がい者や高齢者に配慮した避難所の整備と運営が必要となるとともに、その役割と利用方法について広く県民に周知する必要があります。
- ③ 被災によりそれまで受けていた支援内容や医療的情報が消失した場合、継続的な支援を受けることが困難になるため、支援が必要な高齢者・障がい者について広く関係者が情報共有できる仕組み（システム）の構築が必要です。

☆避難行動要支援者個別計画策定状況

策定済み	策定中	未着手
1カ所 (5.26%)	9カ所 (47.37%)	9カ所 (47.37%)

平成29年4月1日現在 県防災危機管理課調べ

2 食を通じた住民主体の福祉活動の促進

(1) 子ども食堂など住民主体の食を通じた福祉活動を促進するための環境整備

地域の互助活動として行われている「子ども食堂」や「ふれあいいいききサロン」等における食事提供について、住民主体の福祉活動が一層促進されるよう、安心・安全な食事提供を行うための環境整備を要望します。

(具体的内容)

- ① 食を通じた住民主体の福祉活動の一層の普及・促進のため、食事提供で留意すべき点や衛生法令との関係、最低限遵守すべきルール等に関するガイドライン（「住民主体の福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針（仮称）」）の策定が必要です。
- ② また、ガイドラインの周知を図るため、ボランティアや地域住民向けの講習会等の開催が必要です。

【提言・要望の理由】

- ① 「子ども食堂」や「ふれあいいいききサロン」等の食を通じた福祉活動は、地域のつながりの再生、孤立防止・介護予防などの地域づくりや地域共生社会の実現に向けて有効な取り組みであり、安心・安全な活動を行うための環境整備を行うことによって、一層の普及・促進が見込まれます。
- ② 島根県においては、昭和62年に「福祉事業として実施される給食等の衛生確保について（通知）」が発出されていますが、福祉施策、公衆衛生施策、衛生概念等の社会環境も大きく変容しているため、活動を促進する観点から、最低限順守すべき今日的なルール等の明確化が必要です。

3 福祉・介護人材の確保・定着

(1)「島根県福祉・介護人材確保・定着のための総合戦略」の策定

少子化とともに、労働力人口の総体的減少により、福祉・介護分野全般においてその人材確保は非常に厳しい状況におかれています。

島根県におかれましては、国に対して福祉・介護業務全般に係る処遇改善の取り組みが更に講じられるよう強く要望いただくとともに、本県における「人材確保・定着のための総合戦略（仮称）」の速やかな策定を通じて、県内各地域の実情に即した実効性ある人材確保・定着のための施策・事業が展開されますよう要望します。

【提言・要望の理由】

- ① 本県における福祉・介護人材の確保とその定着のため、島根県及び関連する機関・団体の議論のもとに、中・長期的視点に立った「島根県介護人材確保・定着のための総合戦略（仮称）」が早期に策定されるよう昨年要望し、人材確保対策ネットワーク会議において議論を深めながら介護人材確保に取り組んでいくとの回答をいただいたところですが、その後も人材確保をめぐる状況は一層深刻化しています。
- ② 人材不足により介護施設・事業所においては、ユニットの閉鎖や定員の引き下げ、居宅サービスを中心として事業所の休廃止も生じています。
- ③ また、同様に保育の現場においては、保育士の確保ができないために待機児童の受け入れができない事象が発生しています。

[総合的な戦略の視点例]

区 分		事業展開 (例)
参 入 促 進	一般向け 広報・啓発	○県民向け広報・啓発の取り組みの充実 →県及び関連機関・団体の広報媒体の活用策 →「介護の日」を利用したフェスティバル・顕彰等
	介護の魅力 発信・ イメージ アップ	ターゲット を絞った段 階的啓発
		○小・中学生向け介護体験等の充実 →介護等体験事業の充実 →学校巡回型ミニ講演会 →授業用教材の開発・普及 →中学校の職場体験事業における福祉事業所体験プログラムの充実 ○高等学校におけるキャリア教育の推進 ○保護者向けの介護の仕事理解促進の取り組み →施設訪問・介護体験事業の創設 ○一般大学等キャリアセンターとの連携 →介護の仕事ミニ講座 →個別面談会 ○女性層・子育て世代及び高齢者層の入職支援策の充実 →介護の仕事入門講座の創設 →本人の意欲や働き方に応じた資格取得支援 ○小・中・高等学校教員向けの体験型理解促進事業 ○潜在有資格者向け再就職支援策の充実
	就学支援策の強化等	○介護福祉士等就学資金の拡充・貸付額の増額 ○本県介護福祉士養成校への就学支援・誘導 ○外国人介護人材の受け入れ環境の整備
	介護業界の可視化 (選ばれる事業所づくり)	○福祉・介護人材育成認証制度の創設 (働きがいと働きやすさに配慮した人材育成や職場への定着支援に取り組む事業所を認証し公表する仕組み)
	労働環境・処遇の改善	○「福祉・介護人材育成認証制度 (仮称)」の創設 ※再掲 ○介護人材のキャリアパスシステム整備の推進 ○入職後の資格取得 (キャリアアップ) への支援 →助成制度の創設 →代替要員の確保支援 ○新人職員に対するエルダー・メンター制度の導入 ○介護ロボットの導入支援 →導入・普及に向けた実証研究事業の創設 ○事業所内保育所の運営支援 ○法人間連携促進のためのモデル事業の創設

(2) 福祉従事者研修事業における通信学習制度の導入

島根県が実施する福祉従事者向けの各種研修について、通信学習による受講体制を整備されることを提案します。

(具体的内容)

- ① 介護支援専門員研修について、とりわけ研修期間が長期にわたり、かつ、キャリアごとに受けるべき研修も多岐にわたるため、研修の一部にeラーニング又はDVD等を活用した通信学習による受講方法を導入することを提案します。
- ② また、「認知症介護研修」「保育士キャリアアップ研修」等の研修についても段階的に通信学習を導入していくことを提案します。

【提言・要望の理由】

- ① 福祉事業従事者のキャリアアップや資格取得を前提とした各種研修が拡充されつつある一方で、研修期間や種類の増加に対して受講体制・環境の利便性を向上させていく必要があります。
- ② 福祉施設・事業所においては、人材の不足から職員を長期間研修に派遣することが運営上困難な状況も発生しています。
- ③ 通信学習を導入することにより、研修受講で長期の職場離脱が避けられるとともに、繰り返しの学習も可能となります。また、派遣する福祉施設・事業所においても、職員の勤務体制が組みやすくなり、職員の研修参加の促進にもつながります。

4 総合的な権利擁護や安心生活保障に係る支援体制の強化

(1) 住宅確保要配慮者への住宅の供給と生活支援の推進

島根県における「賃貸住宅供給促進計画」を早期に作成し、住宅確保要配慮者に対する住宅供給の取組みを積極的に進められるよう要望します。

(具体的内容)

- ① 住宅確保要配慮者の現状や課題、ニーズを把握することが必要です。
- ② 公営住宅において、連帯保証人が得られないことのみを理由に入居を拒むことのないよう、入居要件や手続き等について具体的に明文化することが必要です。
- ③ 人的身元保証の確保が難しい場合に活用できる身元保証機能を補完するサービス等の創設を検討するとともに、民間賃貸住宅への入居に伴う家賃低廉化などの入居者負担の軽減策を講じる必要があります。
- ④ 「賃貸住宅供給促進計画」の作成にあたり、住宅確保要配慮者への居住支援を行っている者、生活支援を行っている者等の意見を反映させる場を設けるとともに、入居後の生活の安定及び向上に関する事項について検討する必要があります。

【提言・要望の理由】

- ① 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成29年4月に成立し、「住宅確保要配慮者」に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画を、県・市町村で作成するよう促されています。
- ② 身寄りのない生活困窮者、高齢者、障がい者等の住宅確保が難しい要因のひとつとして、人的身元保証の問題がありますが、少子高齢化・人口減少の進展等に伴い、こうした「住宅確保要配慮者」が今後一層増加していくことが見込まれます。
- ③ 住宅の安定的な確保と生活支援を一体的に行うことにより、生活困窮者の自立支援の促進、高齢者、障がい者等の生活の安定と福祉の増進につながります。

(2) 地域における生活困窮者等への総合相談・生活支援体制の強化

生活困窮者等への経済的支援に併せ必要な相談支援をする生活福祉資金貸付事業や判断能力が不十分な高齢者・障がい者等を支援する日常生活自立支援事業について、各事業の実績に応じた人員配置等に必要な予算措置を引き続き要望します。

(具体的内容)

- ① 生活困窮者や判断能力の不十分な高齢者や障がい者等の自立支援に向け、その果たす役割が拡大している生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業について、今後ますます増加する需要に対応するため、支援実績が適切に評価され、その評価に応じた予算措置がされる必要があります。

【提言・要望の理由】

- ① 生活福祉資金貸付事業において、住民の身近な立場で自立相談支援機関と密に連携を図り支援を行う市町村社協の職員体制確保は極めて重要ですが、貸付原資取崩しによる事務費確保は平成29年度までとされており、平成30年度以降も必要かつ十分な体制確保が可能となるよう、必要予算の確保が図られるよう要望します。

☆生活福祉資金貸付事業相談件数

平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年9月末現在
8,528件	8,979件	8,170件	3,801件(8,004件)

※()内は年度実績見込み

☆生活福祉資金貸付事業貸付中件数

平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年9月末現在
2,185件	2,201件	2,196件	2,196件

- ② 日常生活自立支援事業では、判断能力の不十分な高齢者、障がい者等の利用者数の増加に対する財源措置が十分でないため、新規利用申込者への対応の遅延や市町村社協の財源持ち出しなど、事業の実施に支障をきたしているところがあります。

☆日常生活自立支援事業相談件数

平成 26 年度実績	平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年 9 月末現在
28,073 件	28,662 件	29,551 件	15,637 件 (31,274 件)

※ () 内は年度実績見込み

☆日常生活自立支援事業実利用件数

平成 26 年度実績	平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年 9 月末現在
690 件	723 件	728 件	755 件

☆日常生活自立支援事業補助金 (当初予算)

平成 26 年度実績	平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度予算
88,008 千円	86,245 千円	82,748 千円	83,354 千円